

第6回 策定委員会（10/9） 事前配布資料

- ・資料1 第6章 計画の実現に向けて

- 6-1 計画を推進するための基本方針
- 6-2 市民・事業者・行政の役割
- 6-3 計画の実現に向けた
リーディングプロジェクト
- 6-4 まちづくりの推進体制の構築と
計画の進行管理

※ 「都市機能の集約」や「市民」の定義など、これまでの章で同様に使用している用語については、適宜解説や用語の定義などにおいて整理し、最終的な冊子については、重複のないよう工夫する予定です。

6-1 計画を推進するための基本方針

「第3章 将来都市像」で示しているように、本計画期間中に本市の人口は減少に転じるとともに、高齢化率は約37%に達すると推計されています。人口減少だけでなく、高齢化の進行に伴う生活移動に不安を感じる高齢者の増加、市外や農村集落地への人口流出や都市機能の拡散による中心市街地の衰退、生活の自動車依存や拡散型都市構造による環境への負荷の高まりなどの課題から、これからは居住・文化・商業・福祉・行政・観光などの多様な都市機能を集約した都市拠点の形成と公共交通ネットワークの充実による環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくりが求められています。

これらを踏まえ、本市では、これまでの人口増を前提に成長と拡大を基調とした都市づくりから「水と緑と歴史を活かした、環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくり」へと、都市づくりの基本方針を大きく転換することとしました。

新たな都市づくりの転換を実際に成し遂げるためには、市民と行政がそれぞれの立場から互いに理解・協力・連携し合いながら、構想段階から事業化段階まで継続して、主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

平成23年度にスタートした「第5次行田市総合振興計画」においても、将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、「まちを構成し、協働の担い手となるすべての要素が、お互いの信頼関係を築き、自主・自立のもとそれぞれが得意とする分野で力を発揮しながら、連携※・協働※によるまちづくりを進めている」状態を目指す姿としています。

※連携：同じ目的を持つ主体が互いに連絡を取り合い、協力して物事に取り組むこと

※協働：複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けてともに力を合わせて活動すること

本計画においては、「連携・協働によるまちづくり」と「目標実現に向けた計画的な事業推進」をキーワードとして、計画を推進するための3つの基本方針を定めます。

基本方針1 一人ひとりがまちづくりの担い手の意識を持ち、主体性を持ってまちづくりに関わる

- ・まちづくりの担い手となる市民・事業者・行政が、それぞれの立場や役割を認識し、継続的にまちづくりに取り組めるよう、一人ひとりの意識醸成や活動を支える仕組みづくりを進めます。

基本方針2 先導的な取組みを推進する

- ・将来都市像に掲げた「水と緑と歴史を活かした、環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくり」を実現するために先導的な役割を担う取組みを「リーディングプロジェクト」として推進します。

基本方針3 協働によるまちづくりの推進体制を構築し、計画的・効果的に取組みを進める

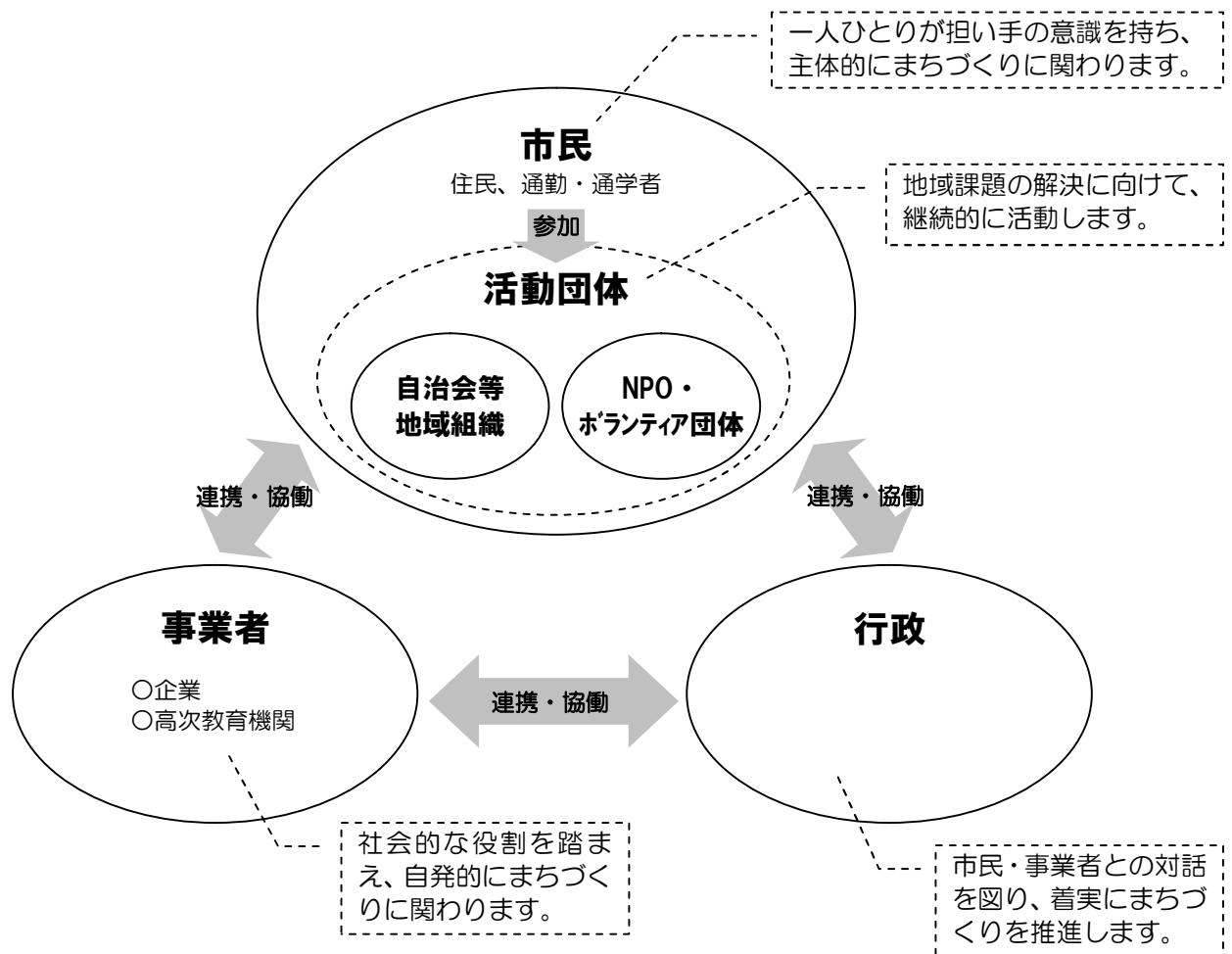
- ・市民、自治会等地域組織、NPO・ボランティア団体、企業、行政機関など、さまざまなまちづくりの担い手が、それぞれの得意分野で力を発揮しながら、連携・協働によるまちづくりを進めるための仕組みや体制をつくり、まちづくりを進めます。
- ・将来都市像の実現に向けて、計画的かつ効果的に取組みを進めていくために、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。

6-2 市民・事業者・行政の役割

まちづくりの担い手となる主体には、行政だけでなく、住民や本市への通勤・通学者、自治会等の地域組織、NPO・ボランティア団体などの「市民」、企業や高次教育機関などの「事業者」など、本市で活動する個人、団体が含まれます。

暮らしやすいまちをつくるためには、これらの個人や団体が互いに協力し、まちづくりに関わることが必要です。

さまざまなまちづくりの場面で、市民・事業者・行政が連携・協働しながら取組みを進めていくために、市民・事業者・行政の役割を以下のように位置づけます。



1. 市民の役割

市民には、住民や通勤・通学者といった個人としての市民と、地域やテーマにおける課題解決に向けて取り組む自治会やNPO・ボランティア団体などの団体としての市民があります。一人ひとりの市民が本市での暮らしを楽しみ、愛着と誇りを持って住み続けたり、働き続けるためには、子どもからお年寄りまで、一人ひとりがまちづくりの担い手であること認識し、主体的なまちづくり活動を実践していくことが求められます。

そのため、市民は、日頃から、行政によるまちづくりに関心を持ち、発信された情報の共有に努めるとともに、行政が実施するアンケートや意見交換会※、市民会議※、まちづくりイベントなど多様な市民参加の機会への積極的な参加に努めます。また、自治会などの身近な地域コミュニティで行う環境美化や防犯、防災などのまちづくり活動や、関心のあるテーマを扱うNPO・ボランティア団体などに参加したり、新たな活動や取組みを立ち上げたりするなど、地域課題の解決に自主的に取り組みます。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆行政が実施するアンケートへの協力
- ◆地区計画や景観条例等の策定など、計画づくりに関する意見交換会や市民会議への参加
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化活動や、防災・防犯活動などへの参加
- ◆道路・河川・公園など地域施設の維持管理への協力

※意見交換会： 行政が作成した案について、市民が自由に参加して意見交換を行う広聴型会議
※市民会議： 公募市民等を中心に構成し、条例や計画などの案を検討し、行政に提言する検討型会議

2. 事業者の役割

事業者には、市内で企業活動を展開する企業・事業者のほか、研究機関や大学などの高次教育機関が含まれます。本市内で活動する企業・事業者には、住宅地開発や道路整備、商業・業務施設の整備などに直接関わるものや、商店街の事業者など市民の暮らしに直接関わるものがあり、どちらも、まちづくりを進めるうえで密接な関わりを持っています。

そのため、企業や事業者は、社会的な役割を踏まえ、専門的な知識等を活用し、自発的なまちづくり活動への参加や実践に努めます。

また、高次教育機関は、その専門性や高い技術力を活かしたまちづくり活動への参加とともに、産官学の連携・協働による新たなまちづくりの展開への寄与に努めます。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆条例や都市計画マスタープランなどの計画を踏まえた、住宅地開発や商業・業務施設などの整備
- ◆まちの魅力向上に向けた環境美化などの企業活動の展開
- ◆専門的な知識を活かした、環境保全などの調査・研究への協力
- ◆道路・河川・公園など地域施設の維持管理への協力

3. 行政の役割

行政には、市民や事業者が、それぞれの立場で主体性を持ってまちづくり活動に取り組んでいけるよう、市民ニーズの把握を行うとともに、協働のまちづくりの体制を整え、市民・事業者によるまちづくり活動を支援していくことが求められています。また、市民・事業者と行政との対話を通じた合意形成を図り、まちづくりを着実に実施していくことが求められています。

そのため、行政は、計画・構想策定段階や整備段階などの各段階において、まちづくりに関する情報発信や意見聴取を積極的に行い、市民や事業者が様々な形で参加できる機会の拡大に努めます。更に、市民が主体となってまちづくり活動を展開できるよう、人材育成やまちづくり活動の継続・発展に向けた支援を行います。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するだけでなく、国や県、周辺市及び関係機関との広域的な連携や調整など、行政にしかできない役割を担います。

【連携・協働の取組み事例】

- ◆まちづくりに関する情報発信やまちづくりへの関心を高めるための意識啓発
- ◆自治会やNPO・ボランティア団体等によるまちづくり活動に対する支援の充実
- ◆意見交換会や市民会議など、市民や事業者の意向を把握し、対話を行う機会の充実

6-3 計画の実現に向けたリーディングプロジェクト

将来都市像に掲げた「水と緑と歴史を活かした、環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくり」を実現するために先導的な役割を担う取組みを「リーディングプロジェクト」として位置付け、速やかに「5年で見えるまちづくり」に向け実施していきます。

●「元気」づくりプロジェクト

少子化・高齢化や市外への転出による人口減少を抑え、本市の元気を取り戻すための大きな都市構造の転換を促す取組みを展開します。

1) 都市拠点の形成とまちなか居住の誘導

- ・ 中心市街地及びJR行田駅周辺に、居住・文化・商業・福祉・行政・観光などの多様な都市機能を集約し、都市拠点を形成します。
- ・ 都市拠点においては、歩行者・自転車利用者の回遊性の向上を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、住環境の改善を図り、まちなか居住を推進します。

2) 農村集落地における地域コミュニティの維持と生活環境の向上

- ・ 農村集落地では、自治会を中心とする地域コミュニティの維持に向けて、道路や水路などの都市基盤整備や、生活を支える身近な小規模店舗などの充実などにより、生活環境の向上を図ります。
- ・ 都市拠点へのアクセス利便性を高めるため、公共交通などによるネットワーク機能を強化します。

3) 土地利用の転換によるにぎわいの創出

- ・ 都市拠点をつなぐ（都）南大通線沿道やその周辺の土地利用の見直し、広域幹線道路ネットワークの充実により、市民と来訪者による交流・にぎわいの拠点の創出や、都市生活圏におけるゆとりある魅力的な住宅地の創出を図ります。

主な取組み一覧

施策	主な取組み	主な担当課
1) 都市拠点の形成 とまちなか居住 の誘導	まちなか居住を推進するための土地利 用の見直しや制度の導入	都市計画課
	子育て支援センターなどの公共施設の 集約化	企画政策課・都市計画課・ 建築課・子育て支援課
	身近な小規模店舗などの起業・経営を支 える支援制度の拡充	商工観光課
2) 農村集落地にお ける地域コミュ ニティの維持と 生活環境の向上	生活道路の整備	道路治水課
	産業系や幹線道路沿道の土地利用の見 直し	都市計画課・農政課・ 商工観光課・企画政策課・ 開発指導課
3) 土地利用の転換 によるにぎわい の創出	住居系土地利用の見直し	都市計画課
	上尾道路など広域幹線道路の整備促進	都市計画課

●「ネットワーク」づくりプロジェクト

都市機能を集約した都市拠点や必要な生活機能が整った農村集落地、人々を惹きつける魅力的な地域資源などを互いにつなぎ、人々が行き交い、各地域や資源を連携させるための取組みを展開します。

1) 都市拠点と地域間をつなぐ道路・公共交通ネットワークの形成

- ・生活環境や利便性の向上と地域間の交流を促進するため、中心市街地及びJR行田駅周辺への都市機能の集約にあわせて、都市拠点とそれぞれの地域をつなぐ、道路・公共交通の整備を進めます。
- ・利用者のニーズに対応した、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- ・鉄道駅の交通結節機能を強化するため、駅前広場や駐車場の整備を進めます。

2) まちを楽しむためのネットワークの形成

- ・都市拠点やその周辺の都市生活圏においては、誰もが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行者空間の形成を図ります。
- ・環境にやさしい交通手段である自転車利用を促進するため、サイクリングロードや観光レンタサイクルの更なる充実を図ります。
- ・市民や来訪者がつどい、交流できるよう、歩行者空間や自転車交通環境のネットワークの形成にあわせて、ポケットパークや休憩所などのオープンスペースの充実を図ります。

3) 地域資源を活かしたネットワークの形成

- ・市内を流れる主要な河川や水路の側道部を活用し、緑の骨格を形成する拠点公園や地域資源を遊歩道や緑道でつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・地域資源の魅力を高め、来訪者の回遊性を向上させるため、多様な地域資源をつなぐ歩行者空間や休憩所などの整備・充実を図ります。

主な取組み一覧

施策	主な取組み	主な担当課
1) 都市拠点と地域間をつなぐ道路・公共交通ネットワークの形成	都市計画道路常盤通佐間線と行田市停車場酒巻線バイパスの整備促進	都市計画課・道路治水課・管理課
	鉄道駅における駅前広場や駐車場・駐輪場の整備	都市計画課・道路治水課・防災安全課
	市内循環バスなど地域公共交通の充実	地域づくり支援課
2) まちを楽しむためのネットワークの形成	生活道路の安全対策	防災安全課・道路治水課
	自転車交通環境の整備	企画政策課・道路治水課・管理課
	忍城址からさきたま古墳公園までの歩行者空間の確保	都市計画課・道路治水課

● 「水と緑と歴史のまち」づくりプロジェクト

本市の特徴である「水と緑」「歴史」を活かしたまちづくりを進めるための取組みを展開します。

1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出

- ・市街地を囲むように広がる農地や屋敷林、市内を流れる河川や水路など、身近な水と緑を保全するとともに、自然や水とふれあえる場の創出を図ります。

2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全

- ・本市の特徴である地形や豊富な水資源が生み出す風景、のびやかにひろがる田園風景、誇れる歴史を感じる風景などが調和し、住む人にとっても訪れる人にとってもやすらげる魅力ある景観形成を図ります。

3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出

- ・来訪者を惹きつけるさまざまな地域資源の魅力を活かし、市民と来訪者との交流機会の拡大や参加・体験型観光の充実を図ります。

主な取組み一覧

施策	主な取組み	主な担当課
1) 身近な水と緑の保全とふれあい環境の創出	緑の基本計画の改定	都市計画課
	忍川や旧忍川、酒巻導水路などの川の再生	企画政策課・農政課・都市計画課・道路治水課・商工観光課
	森づくり環境再生事業の推進	都市計画課
	水城公園の水路整備	都市計画課
2) 水と緑と歴史がおりなす、魅力ある景観の維持・保全	景観条例の制定	都市計画課・開発指導課
	道路や河川などの里親制度の拡充	道路治水課
3) 地域資源の活用による、にぎわいと交流の創出	足袋蔵、神社仏閣などの歴史・文化資源の保全・活用による蓮華寺通の界わい形成モデルの推進	企画政策課・都市計画課・商工観光課・文化財保護課
	古代蓮の里の施設充実	都市計画課
	さきたま古墳公園の拡張整備・史跡整備の促進	都市計画課・文化財保護課

6-4 まちづくりの推進体制の構築と

計画の進行管理

1. 市民・事業者との連携・協働によるまちづくりの推進

市民・事業者・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの立場でまちづくりに取り組めるよう、協働のまちづくりの体制を整え、まちづくり活動を進めていきます。

1) まちづくりに関する広報・広聴活動の推進

- ・まちづくりや都市計画に関する理解・関心を高めるとともに、一人ひとりの担い手としての意識を醸成するため、政策や事業の内容、商業振興や住宅に関する助成制度などのまちづくりに関する支援制度の概要、環境美化などのまちづくり活動など、まちづくりに関する積極的な情報発信に努めます。
- ・まちづくりや都市計画に関する市民や事業者のニーズを把握するためのアンケート調査や意見交換会、市民会議などを必要に応じて実施します。また、計画策定や条例制定などに際しては、市民・事業者との合意形成に努めます。

2) まちづくり活動に対する支援の充実

- ・市民が主体的に行う地区計画などのルールづくりや、緑化や景観整備などのまちづくり活動を行うに際して、アドバイスや情報提供、専門家派遣、都市計画制度の活用などの各種の支援制度の紹介や関係機関との調整などの支援を行います。
- ・市民や事業者による主体的なまちづくり活動に対して、適切な支援と対応を図るため、庁内連携体制の強化を図ります。

2. 庁内のまちづくり推進体制の充実

上位計画である総合振興計画に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を行っていくためには、都市計画マスタープランと他の分野別計画との整合を図りながら、連携してまちづくりを進める必要があります。

そのため、土地利用・道路・交通・公園などの都市計画分野のみならず、産業振興・福祉・教育などの関わりが深い分野の関係課を含めた「（仮称）都市計画マスタープラン推進会議」を設置し、横断的な取組み体制を整えます。この「（仮称）都市計画マスタープラン推進会議」においては、計画の進捗状況を把握・共有するとともに、まちづくりを取り巻く状況の変化に応じた見直しを検討します。

3. 関係機関との連携体制の構築

広域化するまちづくりの課題に対応するため、また、市独自では解決が難しい課題に対応するためには、国・県などの関係機関や周辺自治体との連携によるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、広域的な連携体制づくりや関係機関・事業者との連携体制づくりを進めます。

4. 計画の進行管理

都市計画マスタープランに掲げる取組みは長期間にわたるものが多いこと、また取組み内容が相互に関連することから、その成果や効果がすぐに現れにくいという特徴があります。一方で、人口減少とともに財政規模の縮小が予測され、限られた財政状況の中で、効果的かつ効率的な取組みの選択と集中が重要となります。また、都市計画マスタープランの取組みがどのように事業に反映され、実現されているかを検証することが必要となります。

本計画で示した将来都市像を実現するためには、計画的かつ効果的に取組みを実施していただくだけでなく、計画内容の定期的な検証や社会・経済情勢等の変化に対応した見直しの検討も必要です。

そのため、PDCAサイクルに沿った計画の進行管理を行うために、新たに設置する「（仮称）都市計画マスタープラン推進会議」において、毎年度の事業実績及び計画の進捗状況を把握・共有するとともに、上位計画である総合振興計画の評価や見直し年次に合わせて進捗状況等の評価を行います。また、まちづくりを取り巻く状況の変化に応じて、市民・事業者及び関係機関等との意見交換を行いながら、適宜計画の見直しを行います。

